

福岡市新入学児童ランドセルカバー配付事業協賛企業・団体募集等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が児童の交通安全を図るため新入学児童にランドセルカバーを配付する事業（以下「事業」という。）に対し協賛する企業・団体を募集、選定し、当該協賛する企業・団体の名称をランドセルカバーに掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協賛希望者 事業の趣旨に賛同し、事業に要する費用（以下「事業費」という。）の一部を負担して事業に協賛することを希望する企業・団体
- (2) 協賛者 事業の趣旨に賛同し、事業費の一部を負担して事業に協賛するものとして、第5条の規定により市が選定した企業・団体

(協賛の金額)

第3条 協賛者が負担する金額は、10万円以上とする。ただし、市が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(協賛の申込み)

第4条 協賛希望者は、市が別に定める書面に必要事項を記載して申し込むものとする。

(協賛者の選定)

第5条 市は、前条の規定により申込みした協賛希望者の中から、児童の交通安全を図る事業目的に照らし適当とする企業・団体を、事業費に照らし必要とする範囲において、協賛者として選定するものとする。

2 市は、協賛希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該協賛希望者を協賛者として選定しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種及び風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融業
- (3) 商品先物取引業
- (4) 酒類販売にかかるもの
- (5) たばこ製造業種
- (6) ギャンブルにかかるもの
- (7) 法令等で認められていない業種・商法・商品にかかるもの
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (9) 国家資格等に基づかない者が行う療法等にかかるもの
- (10) 興信所・探偵事務所
- (11) 死亡、結婚、離婚に関わる業種

(12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生・更生手続中、又は手続開始の申し立てがあるもの

(13) 各種法令に違反しているもの

(14) 規制対象となっていない業種でも、鉄砲刀剣類その他危険物に関するものや、連鎖販売取引に関するものなど、社会問題を起こし協賛者とするのに適当でないと市が判断する業種

(15) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係するもの

(16) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納があるもの

(17) 悪質な行為などにより本市の指名停止期間中である事業者や、その他の行政指導を受け改善がなされていないもの

(18) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用する又はその恐れがあるもの

（承諾等の通知）

第 6 条 市は、前条の規定により協賛者を選定したときは、当該選定した協賛希望者に対し協賛の申込みを承諾したことについて通知し、選定しなかった協賛希望者に対し協賛の申込みを承諾しなかったことについて通知するものとする。

（承諾の取消し）

第 7 条 市は、協賛者が第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認めるとき、その他市が特に必要と認めるときは、既にした協賛の承諾を取り消すことができる。

（掲載）

第 8 条 協賛者の名称は、ランドセルカバーのうち市が指定するスペースの範囲内に、市が指定する文字のフォント、サイズ及び色により掲載する。

（その他）

第 9 条 この要領の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 26 日から施行する。